

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2020



**EY** 安永

Building a better  
working world

## EY税務分析－最新法令動向アップデート

### 最新法規命令

- ▶ 中華民国財政部は2020年1月9日に「会社又はリミテッド・パートナーシップの実質投資による未処分利益控除の適用及び還付の申請方法」(台財税字第10804671270号令:以下、「本方法」という)を公布した。

### 新法令のポイント

- ▶ 「未処分利益控除優遇」  
2019年6月21日に立法院を最終通過し、かつ2019年7月24日に総統により公布された産業創新条例において新設された第23条の3(以下、「本法」という)では、「営利事業者が利益剰余金を以て実質投資を行い、生産技術、製品又はサービスの品質を向上させることを促進するため、2018年度の未処分利益に対する営利事業所得税追加課税の申告より、会社又はリミテッド・パートナーシップが本業又は付随事業の経営のために、当年度の利益が発生した年度の翌年度から3年以内に、当該利益剰余金を以て自社生産用又は営業用の建物、ソフトウェア・ハードウェア設備又は技術を建設又は購入して、金額が一定の金額に達した場合、当該投資金額は所得税法第66条の9の規定により当年度未処分利益を計算する際に減算項目として計上することができる」旨を定めている。
- ▶ 財政部は本法の改訂に対応し、未処分利益控除及び還付の申請の実施に係るガイドランスとして本方法を公布し、「実質投資の範囲」、「実質投資の一定金額」、「投資日の認定」、「申告の実施手続及び添付すべき書類」などの事項を定めた。
- ▶ 本方法のポイントは2ページ以降に記載している。

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾の税務サービスチームにご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

## 実質投資の範囲

実質投資対象	投資方法	対象の細目	支出内容
建物	購買	オフィス、管理所、支店、事務所、工場、作業場、在庫置き場、倉庫、建築工事現場及びその附属構築物	購買：取得の対価、及び取得並びに事業上の使用に適するために支払った一切の必要コスト
	自らまたは他人に委託して建設(増床・規模拡大を含む)		建設：自ら設計、建設、事業上の使用に適するために支払った一切の原材料、人件費及び必要コスト
ソフトウェア及びハードウェア設備	購買(追加、検査及び修理を含む)	機械、設備、工具、測量機械、車両、船舶、航空機、運輸工具、情報通信ソフトウェア・ハードウェア設備及びその他営業用の有形資産	購買：取得の代価、及び取得によって事業上の使用に適するために支払った一切の必要コスト(例えば保険料、輸入関税、商港建設費、運送料、据付費用)
	自ら製造し使用するもの		自ら製造、使用する場合：製造原価
技術	購買	営業権、著作権、特許権、商標権、設計またはモデル、秘密事項、事業機密事項、専用技術、各種特許権利	取得の対価、及び取得並びに事業上の使用に適するために支払った一切の必要コスト

## 金額基準及び実質投資日の認定基準

- ▶ 実際の支出合計金額が100万元以上であることが本制度の適用対象となる。
- ▶ 投資日の認定は下記の表のとおりになされる。

実質投資対象	投資方法	投資日の認定
建物	購買	所有権の登記を行う必要がある場合：登記完了日 所有権の登記を行う必要がない場合：受領日
	自らまたは他人に委託して建設(増床・規模拡大を含む)	使用許可が必要な場合：建設の主管機関が使用許可を発行する日 使用許可が必要でない場合：竣工日 数期に分けて建設する場合：各期の竣工検収日
ソフトウェア及びハードウェア設備	購買(追加、検査及び修理を含む)	納品日 数期に分けて製造または納品する場合：各期の製造完了検収日または各ロットの設備の納品日
	自ら製造し使用するもの	(本方法には定められていない)
技術	購買	取得日

## 未処分利益の確定申告の実施又は修正申告による還付申請

証明事項	証明書類
実質投資の支出の 実在性	建設または購入の契約書の写し、財産目録、統一発票、輸入申告書、または領収書などの原始証憑の写し、納品検収完了の関連証明、支払証明。建物の建設の場合は、別途工事コストの明細表、使用許可または検収の関連証明を添付する必要がある。ソフトウェア・ハードウェア設備を自ら製造して使用する場合は、別途原価明細表、自社用に振り替えた帳簿記録又は関連の証明を添付する必要がある。
その他	その他の関連の証明書類

### EYによる考察

今回公布された本方法は、産業創新条例第23条の3第4項に合わせて制定されたものである。この改訂は、国内投資の勢い並びに営利事業者の利益剰余金による実質投資を促進させるとともに、政府が個人株主に配当を払いたくない企業が未処分利益課税を課され、逆に資本投資が必要な企業の税負担が重くなることを避け、企業の永続成長に寄与するように制定したものである。

各企業は下記の事項を念頭に置き、対応を図っていくことが必要と考えられる。

#### 1. 配当政策の見直し

これまで未処分利益の追加課税を避けるため極力利益配当を行っていた会社においても、今後は実質投資に利用した額が対象利益より控除可能となるため、内部留保を原資とする効率的な投資を目的として配当政策を見直すことも考えられる。

#### 2. 2018年度の利益から控除が可能

前述のとおり、2018年度に計上された利益以降、実質的な投資に利用した際に控除が可能となることから、12月決算の場合には2019年1月1日以降の投資についてこの制度を適用することが可能となる。産業創新条例の公布日以前の投資も認められる点、留意が必要である。

#### 3. 適用のための申請や証明書類

台湾国内における投資促進を目的として本方法と同じタイミングで産業創新条例に定められた「スマートマシン又は5Gに係る投資の控除」制度とは異なり、投資計画プロジェクト案の許可申請は必要ない。また、2019年10月に公表された本法の草案においては要求されていた、理事会又は株主総会における当年度の未処分利益による投資を行った旨の決議については、本法では要求されないこととなった。

#### 4. 各種租税優遇措置との同時適用及び適用年限の十分な検討

本方法は上述の「スマートマシン又は5Gに係る投資の控除」制度や「海外資金の台湾への還流に関する管理、運用及び課税条例」との同時適用が可能である。他方、本方法は利益の発生年度の翌年から3年間以内に投資を完了させる必要がある。最善な税務戦略を達成するために、会社に投資の必要がある場合には、計画の当初段階から専門家のサポートが重要になると考えている。

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いており  
ますEY担当にご連絡を頂くか、  
または以下のいずれかの関連  
サービス専門担当までご連絡を  
ください。

## 税務及び会社法関連サービス

劉惠雯 税務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

## EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト [ey.com](https://ey.com) をご参照ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[ey.com/taiwan](https://ey.com/taiwan) をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005005  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](https://ey.com/taiwan)

EY LINE@  
最新情報入手できます。QR codeをご利用ください。

